

# 無線設備規則の一部を改正する省令等の 一部改正案等に係る意見募集(案)

－アナログ簡易無線局の周波数使用期限の延長－

## 【意見募集の結果・概要】

総合通信基盤局電波部移動通信課

令和3年7月14日

# 意見募集の結果(概要)

## 1. 実施期間

令和3年5月14日(金)～6月14日(月)(32日間)

## 2. 意見提出者

合計 7者

- (1)法人・団体: 1者 一般社団法人全国陸上無線協会  
(2)個人等 : 6者

## 3. 主な御意見

(御意見につきましては、適宜整理又は要約して取りまとめており、同趣旨の御意見はまとめて記載しております。)

### ・アナログ簡易無線局の周波数使用期限の延長 (7者)

○ 原案に賛成。(付帯意見あり)	2件
① 期限延長による無線機販売店の経営状況の悪化が懸念される。	2件
② デジタル化した免許人と、そうでない免許人との間に不公平感が生じるのではないか。	2件
③ デジタル化に対する助成金や税の優遇などの施策の方がベターではないか。	2件
④ 2年以上の期限延長を希望する。	2件

## 4. 今後のスケジュール

- ・令和3年7月 意見募集の結果の公表
- ・令和3年8月 公布・施行(予定)  
電波利用ホームページにて広く一般に公表(予定)

# 提出された御意見と総務省の考え方

## ◎法人・団体からの御意見(1者)

意見 提出者	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
一般社団法人 全国陸上無線協会 会長 桂 靖雄	<p>「改正案に賛成します。早期に、デジタル方式の簡易無線局への移行が完了し、周波数の有効利用が図られることは、簡易無線の利用の高度化、利用範囲の拡大につながるものであり、期間の延長は最小限となることを要望します。」</p> <p><b>【理由】</b>            全国陸上無線協会では、アナログ簡易無線局の使用期限である令和4年11月30日までにデジタル方式の簡易無線局等に移行させるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① メーカー各社のホームページ、商品添付の取扱説明書、周知啓発用のチラシ等によりアナログ波の使用が出来なくなることを周知</li> <li>② メーカー各社にアナログ停波に係る問い合わせ窓口を設置し、利用者からの照会に対応</li> <li>③ 販売店、代理店等に対して、定期的で開催される販売店会議等において、アナログ停波の働きかけについて協力を依頼</li> <li>④ 協会内で、アナログ簡易無線局について対象リストを作成、メーカー、販売店、協会が連携して、対象の免許人あてに移行を促進</li> <li>⑤ 早期移行を促すため、アナログ停波に係る無線局の申請手続きについて、サポート料の軽減を措置等の取組を進めてきたところである。</li> </ul> <p>しかし、アナログ簡易無線局の免許人には、使用期限まで利用したいとする者もあり移行の進捗は良くない。また、昨年からの新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会経済の萎縮と大手半導体工場の火災の影響により、デジタル簡易無線局等の製造においても半導体の供給不足が発生し、サプライチェーンの見直しが必要になる等、移行に遅れを生じる恐れがある。</p> <p>今般、アナログ簡易無線局の使用期限が2年延長されることにより、移行の遅れを解消することが期待できることから、当協会としては本件意見募集に対して賛成することとする。</p> <p>なお、担当部局には、デジタル方式の簡易無線局等への移行を進めるにあたり、主導的に、免許人へ働きかけ、メーカー等との連携を図り、延長された移行期限までに移行が完了することを望みます。</p>	<p>本件意見募集案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>御意見提出者を含めこれまで計画的に対応してきていただいた、各免許人や関係者の方々のご尽力に深く感謝申し上げます。引き続き、デジタル方式の簡易無線局等への完全移行に御協力をお願いします。</p>	<p>無</p>

# 提出された御意見と総務省の考え方

## ◎個人等からの御意見(要約)(6者)

意見 提出者	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
個人	<p>無線機販売店の立場から、アナログ簡易無線局の周波数使用期限の延長に反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル化を完了した免許人との信頼関係が崩れ、契約の解除・返品等を求められたり、ひいては損害賠償を求められる。</li> <li>現在商談中の案件が先送りになり、売上に大きな影響がある。</li> <li>コロナ禍によるイベントの減少等（それに伴う警備の減少等）や、旧スプリアス機器の移行期限延長等もあり苦境に立たされており、期限延長となれば販売店の倒産や廃業が増加する。その場合、販売店の顧客の各種申請手続やデジタル化が滞り不法無線局が増加する。</li> <li>デジタル化した免許人と、そうでない免許人との間に不公平感が生じる。</li> <li>期限延長は、消費を先送りすることであり日本の経済にとってはマイナスである。</li> <li>期限延長は、コロナ禍により景気が低迷する中、企業の設備投資をさらに抑える施策である。ワクチン接種によりこれから景気回復を目指さないといけないのに逆行する愚策である。</li> <li>期限延長ではなく、デジタル化に対する助成金や税の優遇などの施策の方が、総務省・免許人と無線機販売店にとってよりベターな施策である。</li> <li>コロナ禍だから延長という短絡的な考えではなく、公務員としてやるべきことをしてください。あまりにも情けない愚策です。</li> </ul>	<p>ご意見提出者を含めこれまで計画的に対応してきていただいた、各免許人や関係者の方々のご尽力に深く感謝申し上げます。</p> <p>アナログ簡易無線局の周波数使用期限は、平成20年（2008年）8月に規定され、令和4年11月30日までの約15年間でデジタル方式の簡易無線局等への移行を行うこととして進めてきたものです。これまで約14年にわたり各免許人の方々には計画的にご対応してきていただいているものと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症による社会経済の影響等により、期限までの移行が困難な状況が想定されることから、本改正案を策定し意見募集を行ったものです。</p> <p>高まる電波利用ニーズへの迅速な対応やデジタル方式の無線システムの導入を推進するため、アナログ簡易無線局については、速やかにデジタル方式の簡易無線局等への移行を完了し、電波の有効利用を図る必要があるところであり、本来であれば当初の使用期限（令和4年11月30日）どおり移行を完了すべきものですが、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響等により、デジタル方式の簡易無線局等への移行に遅れが生じることが想定されることから、激変緩和措置として、企業等の中期経営計画の期間（3年前後）等を念頭に、アナログ簡易無線局の周波数の使用期限を2年（令和4年11月30日とする使用期限を令和6年11月30日に改正）に限り延長することとしたものです。</p> <p>引き続き、デジタル方式の簡易無線局等への完全移行に御協力をお願いします。</p>	無
	<p>新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響を考慮頂けるのであれば、2年以上の延長が必要ではないでしょうか。次回の再免許を1度に限り認め、通常の免許期間（5年）以内とし、最長でも令和9年までとするべきではないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>免許を延長するための再免許手続の手間と費用は2年でも5年でも同額である。</li> <li>現在利用中の機器から新たな機器への更新には、免許申請や機器購入などインシヤルコストが多額である。</li> <li>機器本体だけでなく見えない費用（既存の機器を入れ替えるための回収費、廃棄するための処分費用等）が必要であることも考慮いただきたい。</li> </ul>		無